

(案)

労審発第〇〇〇号
平成26年2月14日

厚生労働大臣
田村憲久殿

労働政策審議会
会長 樋口美雄

有期労働契約の無期転換ルールの特例等について（建議）

本審議会は、標記について検討を行った結果、下記のとおり結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別紙「記」のとおり。

平成26年2月14日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

有期労働契約の無期転換ルールの特例等について（報告）

労働条件分科会及び職業安定分科会は、標記について検討を行った結果、下記のとおり結論に達したので報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成26年2月14日

労働政策審議会労働条件分科会
分科会長 岩村正彦 殿
労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 阿部正浩 殿

労働条件分科会有期雇用特別部会
職業安定分科会高年齢者有期雇用特別部会
部会長 岩村正彦

有期労働契約の無期転換ルールの特例等について（報告）

労働条件分科会有期雇用特別部会及び職業安定分科会高年齢者有期雇用特別部会は、標記について検討を行った結果、下記のとおり結論に達したので報告する。

記

別添のとおり、厚生労働大臣に建議すべきである。